

令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

さらに便利♪

厚生労働省ホームページ

「マイナンバーカードの健康保険証利用について」はこちら
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



教えて！マイナンバーカード Q&A

Q 利用には何が必要なの？

A 事前に登録が必要です。
 登録はマイナポータルでできます。
 マイナポータルのトップページはこちら
 ▶ <https://myna.go.jp>
 ※ ご自身やご家族のスマートフォンまたは、パソコンが必要（要カードリーダー）。
 ※ 4桁の暗証番号が必要（忘れた場合は、住民福祉課窓口で再設定が必要）。
 ※ スマートフォンやパソコンの利用ができない人は、住民福祉課で登録のサポートをいたします。

Q マイナンバーを見られるのが不安です。

A 医療機関や薬局の窓口職員がマイナンバーを取り扱うことはありません。

Q マイナンバーカードの健康保険証利用登録をすれば、今までの健康保険証は必要なくなりますか？

A マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしても、これまでの健康保険証はなくなりません。現在お持ちの健康保険証でも医療機関を受診することができます。

Q どうやって使うの？

A 医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器、または職員が目視で確認。その後、オンラインであなたの医療保険資格を確認します。
 ※ 機器を使った場合、顔写真は保存されません。

Q どの病院や薬局で使えるの？

A 全国の医療機関や薬局で利用できます。マイナンバーカードで受診できるのは、カードリーダーが設置されている医療機関や薬局に限られます。カードリーダーが設置されていない医療機関や薬局では、これまでどおり健康保険証の提示が必要です。

Q 保険証が変わった場合、手続きは必要ですか？

A マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしても、これまでどおり異動届などの手続きは必要です。

その他、不明な点があれば、三戸町役場住民福祉課までお問合せください ☎ 20-1151

◆マイナンバーカードの交付状況

	三戸町	青森県	全国
交付件数	1,818 件	269,955 件	31,930,041 件
人口	9,657 人	1,275,783 人	127,138,033 人
人口に対する交付率 (小数点第3位四捨五入)	18.83%	21.16%	25.11%

※交付件数は、R3.1 末現在

※人口は、三戸町：R 3.1 末現在、青森県・全国：R2.1.1 現在



▲マイナンバーキャラクター
マイナちゃん